

「市の鳥」制定に向けた選定方針について

1 趣旨

市では、令和3年2月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、令和6年3月に改定した「みんなの生物多様性～生物多様性あつぎ戦略2024－2030～」において、「ネイチャーポジティブ宣言」を行い、本市の豊かな自然環境を保全・回復し、次世代へ継承していく決意表明をしています。また、本年度は市制70周年であるとともに、今後の厚木市の方向性を示す第11次総合計画を策定しているところでもあります。

こうしたことから、生物多様性の保全、環境への意識をより一層高め、市の豊かな自然環境を保つことや、今後の本市のまちづくりのシンボルを示すものとして「市の鳥」を制定するものです。

なお、市制70周年の節目となる年に「市の鳥」を制定することから、市制70周年記念事業に位置付け、厚木市制70周年記念事業実行委員会と連携し選定を進めます。

2 選定に当たって考慮すべき視点

(1) 本市に生息しており、ふるさとあつぎへの愛着が深められるものであること

現在、本市において生息していることが確認されている鳥から選定します。

その中でも、生物多様性の保全、環境保全の観点から、市のレッドデータブックに掲載されている種や本市にゆかりのある種など、貴重な守るべき種を選定します。

(2) 本市のシンボルとしてふさわしいものであること

一般的に市民が認知している鳥類の中から選定します。

なお、「市の鳥」は本市のまちづくりを象徴するものであることから、好感度の低い鳥を避けるため、市民生活等において苦情等の対象となっているものは選定から除きます。

(3) 市民に親しまれるものとなる選定方法

市民の皆様が「市の鳥」に親しみと愛着を持つことができるよう、市民の皆様に最終選定を行っていただくため、市民投票を実施します。

3 スケジュール

時期	内容
5月～8月	大学、自然環境団体等の有識者等から候補となる鳥の推薦を受ける。
11月	厚木市制70周年記念事業実行委員会において、市民投票を行う候補となる鳥（5種程度）を選定する。
12月	市民投票（広報、インターネット、SNSを活用）の実施
令和8年1月	「市の鳥」を制定